

■ 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金 ■

2025年4月1日 よりの料金です。

1) 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金

()内は消費税 10 %を含む料金です。

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県				備考
延床面積	区分	併願申請※4	一般	
200㎡以下	木造一般 (平屋)	¥15,000 (¥16,500)	¥40,000 (¥44,000)	1.変更について 一戸建ての住宅に係る技術的審査の料金について 適合証が交付された後に行う計画の変更に伴う変更 申請の手数料は、原則は左記金額の「2分の1」以上 とし上限は左記金額とする。但し、直前の技術的審 査を当社以外で行っている物件の場合は、新規に技 術的審査をする料金とする。 詳細な料金は変更内容により事例ごとに社内で相談 の上決定する。 2.併用住宅について(1住戸) 一住戸における併用住宅の料金は左記の料金に下 記の料金を加算する。 但し、当社は住戸のみの審査を行い、非住宅の審査 は行いません。 ¥30,000 (¥33,000)棟 3.再発行については1回につき下記の料金による。 ¥5,000 (¥5,500)1回 4.併願申請の条件 当社へ申請する併願業務は「設計住宅性能評価業 務」又は「長期優良住宅建築計画に係る確認審査業 務」とする。 但し、断熱等性能等級は等級5以上であること、一次 エネルギー消費量等級が等級6であり再生可能エネ ルギー源を利用していることが必要です。又、その他 低炭素建築物認定基準に合致している必要があります。 5.戸建て住宅で面積が500㎡超え又は4階建て以上 の場合は別途お見積もりいたします。 6.共同住宅、長屋等の業務は行っていません。 7.料金は予告なしに改定することがあります。
	木造一般 (2～3階)	¥15,000 (¥16,500)	¥45,000 (¥49,500)	
200㎡超 500㎡以下	木造一般 (3階以下)	¥15,000 (¥16,500)	¥50,000 (¥55,000)	